

○財務省告示第七十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一项の規定に基づき、平成二十八年二月二  
十二日に発行した割引短期国債及び政府短期証券  
の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百八十九回）

二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七條

第一項、財政融資資金法（昭和  
二十六年法律第一百号）第九條第  
一、第二項並びに特別会計に關する法  
律第八十三條第一項、第九十四  
條第二項、同條第四項、第九十  
五條第一項、第三百三十六條第  
一項及び第三百三十七條第一項  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為れる入札

三 振替法の適  
用等

四 発行方法

五

募方

入決定の

入札競争

価格競争

も申込みのうちの応募額を順次割り

各申込からその応募額を順次割り

当てる。特別参加者ごとの応募

各国債市場特別参加者ごとの応募

限度額の範囲内において各申

者・特別参加者ごとの応募

非価格競争

競争入札競争

入札競争

六

イ

入札競争

価格競争

億七千万円

うち特別会計に關する法律第

四十六條第一項の規定に基づき

發行した割引短期債について

は、額面金額で一兆八千二百五

十、二億円、財政法第七條第一項、

財政融資資金法第九條第一項並

びに特別会計に關する法律第八

十三條第一項、第九條第二

項、同條第四項、第九條第二

百三十七條第一項及び

第一項、第三項の規定に基づ

づく發行した政府短期証券に

いは、行した政府短期証券に

十億七千万円

であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者による發行（以下  
を定める市場特別参加者・第I  
「国債市場特別参加者」）とい  
価格競争入札發行」という。

も申込みのうちの応募額を順次  
各申込からその応募額を順次割  
当てる。特別参加者ごとの応募  
各国債市場特別参加者ごとの  
募限度額の範囲内において各申  
込み

億七千万円  
うち特別会計に關する法律第  
四十六條第一項の規定に基づき  
發行した割引短期債について  
は、額面金額で一兆八千二百五  
十、二億円、財政法第七條第一項、  
財政融資資金法第九條第一項並  
びに特別会計に關する法律第八  
十三條第一項、第九條第二  
項、同條第四項、第九條第二  
百三十七條第一項及び  
第一項、第三項の規定に基づ  
づく發行した政府短期証券に  
いは、行した政府短期証券に  
十億七千万円



十 十 十 十  
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償  
込 者 札 所 金 還  
期 参 加 支 金  
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当 た  
成 務 本 面 還 だ  
二 大 銀 金 金 る し  
十 臣 行 額 を 支 償  
八 か 通 百 払 は 還  
年 通 知 を 円 に つ き 期  
二 月 二 十 二 日 百 円 営 業 日  
日 者